



軽自動車税(種別割)の減免申請のご案内

☎ 住民生活課税務係 (1・2番窓口) ☎ 64-1106

- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている軽自動車について、一定の要件のもとに軽自動車税(種別割)を減免する制度があります。減免を受ける場合は次のものをご用意のうえ、期日までに税務係へ申請してください。

なお、減免を受けることができるのは、身体障害がい者等の方が所有する軽自動車等(18歳未満の場合は家族の方)で、身体障害がい者等一人につき一台です。(普通自動車も含む)

障がいの内容によって減免を受けられない場合がありますので、申請される方はあらかじめ税務係へお問い合わせください。

【申請期日】
5月31日(日)厳守

【減免申請に必要なもの】

1.身体障害がい者等本人が運転する場合

①手帳(交付されている以下の手帳のいずれか)

- ②運転免許証(身体障害がい者等と生計を一にする方が運転する場合、運転者の免許証)
 - ③自動車検査証
 - ④納税通知書
 - ⑤申請者の個人番号が確認できる資料
 - ・マイナンバーカード
 - ・氏名及び住所等が住民票と一致している通知カード等
- 2.身体障害がい者等と生計を一にする人が運転する場合
- ①から⑤
- ⑥生計同一証明書または住民票内(申請予定日より概ね一ヶ月以内)に発行されたもの。継続の方は不要です。
- 3.身体障害がい者等のみで構成される世帯の身体障害がい者等を常時介護する人が運転する場合
- ①から⑤
- ⑦常時介護証明書(申請予定日より概ね一ヶ月以内に発行されたもの。継続の方は不要です。)
- ※生計同一証明書及び常時介護証明書の発行機関や住民票については、お問い合わせください。

和歌山県からのお知らせ

自動車税の種別割の納期限は5月31日(日)です。納期内納税をお願いします。

お近くの金融機関窓口、コンビニなどでお早めに納付してください。

パソコン、スマートフォンなどからクレジットカードを利用して納付もできます。納税通知書に印字されているコンビニ収納用バーコードを利用して、スマートフォン決済アプリ(LINEPay、PayPay、PayB等)でも納付することができます。ぜひご利用ください。

自動車税(環境性能割・種別割)の減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車は、名義や障がいの程度など、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

お問合せ先

紀中県税事務所 課税課
☎ 64-1260

各種納期限のお知らせ

令和3年度の各種納期限は次のとおりです。

軽自動車税(種別割)	
全期	5月31日(日)

※通知書及び納付書は5月上旬発送予定です。

固定資産税・都市計画税	
全期及び第1期	5月31日(日)
第2期	8月2日(日)
第3期	9月30日(金)
第4期	11月30日(火)

※通知書及び納付書は5月上旬発送予定です。

町県民税(普通徴収)	
全期及び第1期	6月30日(金)
第2期	8月31日(火)
第3期	11月1日(日)
第4期	12月28日(火)

※通知書及び納付書は6月上旬発送予定です。

国民健康保険税	
全期及び第1期	8月2日(日)
第2期	8月31日(火)
第3期	9月30日(金)
第4期	11月1日(日)
第5期	11月30日(火)
第6期	12月28日(火)
第7期	1月31日(日)
第8期	2月28日(日)
第9期	3月31日(金)

※通知書及び納付書は7月上旬発送予定です。

介護保険料	
第1期	8月2日(日)
第2期	8月31日(火)
第3期	9月30日(金)
第4期	11月1日(日)
第5期	11月30日(火)
第6期	12月28日(火)

※通知書及び納付書は7月上旬発送予定です。

後期高齢者医療保険料	
第1期	8月2日(日)
第2期	8月31日(火)
第3期	9月30日(金)
第4期	11月1日(日)
第5期	11月30日(火)
第6期	12月27日(日)
第7期	1月31日(日)
第8期	2月28日(日)
第9期	3月31日(金)

※通知書及び納付書は7月上旬発送予定です。

【お問合せ】

- ▶税金
住民生活課税務係(1・2番窓口)……………☎64-1106
- ▶介護保険料
福祉課介護保険係(13番窓口)……………☎64-1120
- ▶後期高齢者医療保険料
健康推進課国保年金係(7番窓口)………☎65-3008

税・保険料の納付は便利な口座振替がおすすめです!

口座振替は、安全で納め忘れの心配がなく、納期限ごとに窓口へ納めに行く手間も省くことができます。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料につきましては、今まで年金天引きされていた方でも、保険料(料)に大きな変更があった場合などは、天引きができない期間が発生することがあります。

口座振替の手続きは、**預金通帳・通帳の届出印**を持って、町内の各金融機関窓口で行ってください。



ご利用可能な金融機関

- 紀陽銀行
- きのくに信用金庫
- ありだ農協
- 近畿ろうきん
- なぎさ信漁連
- ゆうちょう銀行